

次期男女共同参画基本計画の 基本方針（案）

目 次

今回、基本方針案としてお示ししている箇所

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の背景	2
3	計画の位置づけ	5
4	計画の期間	5
第2章	計画の基本的な考え方	6
1	基本理念	6
2	基本目標・施策の方向性	7
3	重点的に実施する施策	13
4	指標一覧	<input type="checkbox"/>
5	施策体系表	<input type="checkbox"/>
第3章	施策の展開	<input type="checkbox"/>
基本目標1	男女共同参画についての理解促進	<input type="checkbox"/>
基本目標2	男女平等と人権の推進	<input type="checkbox"/>
基本目標3	あらゆる分野における男女共同参画の推進	<input type="checkbox"/>
基本目標4	男女がともに担う家庭生活づくりと地域社会づくり	<input type="checkbox"/>
基本目標5	生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援	<input type="checkbox"/>
第4章	推進体制	<input type="checkbox"/>

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

文章表現等は今後更に見直していきます。

国では、平成11年（1999年）6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、平成12年（2000年）12月には、この基本法に基づいて、「男女共同参画基本計画」が策定されました。「男女共同参画社会基本法」では、女性も男性もお互いにその人権を尊重しながら、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を、21世紀における最重要課題としており、市町村における男女共同参画社会の形成のための基本計画策定も位置付けています。また、「男女共同参画基本計画」では、男女共同参画社会の形成のため、総合的体系的に施策を整備・展開することが目指されています。

千葉市においても、男女共同参画に関する取組みを推進する際の法的根拠として、平成15年（2003年）4月に「千葉市男女共同参画ハーモニー条例」（以下「ハーモニー条例」という。）を施行し、この条例に基づき平成17年度から27年度の11年間を計画期間とした「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン」（以下「新ハーモニープラン」という。）を平成17年（2005年）3月に策定し、男女共同参画についての施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

法制度の整備や施策の進展によって、女性の権利や活躍の場は広まっていますが、その個性や能力を生かせる環境は充分整っているとはいえません。こうした状況の中で、ワーク・ライフ・バランスの推進や配偶者からの暴力の根絶、職場におけるマタニティ・ハラスメント防止、男性中心型労働慣行見直し、女性の活躍支援、女性の貧困への対応、災害時の女性の人権の擁護など、重要な課題が浮び上がってきています。

このような社会情勢のなか、国においては、「男女雇用機会均等法」「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」「育児・介護休業法」の改正などをはじめ、さまざまな制度が整備されています。

また、平成●年（●●年）●月には、「男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍」「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」などを重点分野とした、第4次男女共同参画基本計画が策定されました。さらに、平成●年（●●年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。

このような国の動向及び市民意識調査の結果等を踏まえて、新たな課題に対応し、男女共同参画社会の実現に向け、効果的に施策を展開するため、新たに「ちば男女共同参画基本計画・第4次ハーモニープラン」を策定いたしました。

2 計画の背景

(1) 世界の動き

平成22年（2010年）に国連本部（ニューヨーク）で開催された第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」において、日本政府代表団は「ジェンダーと開発（GAD）イニシアティブ」に基づいてODAにジェンダーの視点を反映すること、実効性のある第3次男女共同参画基本計画を策定すること、さらに「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の二度にわたる改正を含む女性に対する暴力根絶のための取組について報告するとともに、男女共同参画社会実現に向けて、国際社会、国際機関、NGO等との連携を、一層強化していくことを表明しました。

平成23年（2011年）に開催された第55回国連女性の地位委員会では、同年1月に正式発足した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」の発足記念式典が行われ、日本はUN Women初代執行理事国として、積極的に貢献していく考えを表明しました。

平成24年（2012年）に開催された第56回国連女性の地位委員会では、日本政府代表団と共に日本のNGOが参加して、「災害・復興とジェンダー平等－東日本大震災と津波」「3.11から1年 東日本大震災と原子力発電所事故の影響を受けた地方女性たちの現状」といったイベントを開催しました。

また、平成25年（2013年）に開催された第57回国連女性の地位委員会において、日本政府代表団は、第3次男女共同参画基本計画に基づいて様々な分野で男女共同参画社会の実現に取り組んでいること、女性の活躍促進策を検討するという事などを表明しました。

さらに、平成26年（2014年）に開催された第58回国連女性の地位委員会においては、日本政府代表団は平成27年（2015年）に仙台で開催される第3回国連防災世界会議等を見据えて、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議を再提出することを表明し、防災・復興におけるジェンダー視点の重要性を強調しました。

(2) 国の動き

平成22年（2010年）に策定された「第3次男女共同参画基本計画」では、改めて強調している視点として「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子供にとっての男女共同参画」「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」「地域における身近な男女共同参画の推進」が挙げられています。また、今後早急に対応すべき課題として「実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進」「より多様な生き方を可能にする社会システムの実現」「雇用・セーフティネットの再構築」「推進体制の強化」への取組が行われることになりました。

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災以後、男女共同参画の視点を踏まえた取組が続けられています。避難所運営などにおいて女性のニーズへの配慮や女性の参画が十分でなかったこと、防災分野や地域・社会全体で男女共同参画が十分に進んでいないことなどが指摘され、改めて災害時における男女共同参画の推進に積極的に取り組む必要があることがわかりました。

平成24年（2012年）には、女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において「女

性の活躍促進による経済活性化」行動計画が策定され、様々な対応策が検討されました。

平成25年（2013年）に男女雇用機会均等法施行規則が改正され、「募集、採用等に合理的な理由がないにもかかわらず転勤要件を設けることは間接差別として禁止する」対象が「総合職の労働者」から「すべての労働者」に変わりました。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは同性に対するものも含まれるようになりました。

平成25年（2013年）に、ストーカー行為等の規制等に関する法律に「電子メールを送信する行為」も規制対象として追加されました。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律も改正され、「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者」についても、法の適用対象となりました。

また、平成27年（2015年）に、第4次男女共同参画基本計画が策定され、新たに「男性中心型労働慣行の変革と女性の活躍」「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」への取り組みの強化が示されています。

さらに、平成●年（●●年）には、「豊かで活力のある社会の実現のためには、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要である」との認識に立ち、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること」「職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則として、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されました。

（3）千葉県の動き

平成13年（2001年）3月には、男女共同参画社会基本法に基づく県初の法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定、平成18年（2006年）には、その現行計画を基に「千葉県男女共同参画計画（第2次）」、平成23年（2011年）には「千葉県男女共同参画計画（第3次）」を策定しました。

また、平成18年（2006年）には、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」を策定し、平成21年（2009年）には、「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第2次）」を策定しています。

（4）千葉市の動き

平成14年（2002年）9月にハーモニー条例を制定し、千葉市で男女共同参画を推進するための基本理念と市、市民、事業者の役割を定めました。平成15年（2003年）4月の施行に伴い、以下の4事業をはじめとした取り組みを推進しています。

ハーモニー条例第17条に基づき、男女共同参画に関する重要事項について調査審議するため、市長の附属機関として「千葉市男女共同参画審議会」を設置しました。

ハーモニー条例第16条に基づき、男女共同参画に関する市の施策についての苦情や相談、性別による人権侵害などを受けた場合の被害者救済の窓口として、「苦情処理委員」を設置しました。

ハーモニー条例第14条に基づき、毎年12月に「千葉県男女共同参画週間」を設けました。女性センターが12月に開設したことに因んでいます。

男女が働きやすい職場環境の整備を積極的に推進している事業者を表彰する制度を始めました。上記の千葉県男女共同参画週間の期間中に表彰式を行っています。

平成13年（2001年）に「配偶者等における暴力に関する調査」を実施し、平成14年（2002年）にはこの問題に対する認識を広め、被害の防止と被害者保護を目的としたパンフレットを作成しました。

また、関係機関によるネットワークを整備するために、「千葉県児童虐待及びDV防止連絡協議会」を平成13年（2001年）に設置しました。

平成11年（1999年）にオープンした「女性センター」を市の男女共同参画推進拠点として、調査研究や情報収集提供、相談業務、研修・学習、交流啓発の各機能の拡充を図りました。特に相談業務では、平成13年（2001年）から女性の精神科医や弁護士による「ハーモニー専門相談」を実施しています。

平成13年（2001年）から、附属機関等の改選前に協議を行う制度を導入し、女性委員の登用率向上に努めました。

また、平成17年（2005年）には、「千葉県男女共同参画ハーモニー条例」の第3条に示された、7つの基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指して、「ちば男女共同参画基本計画」（新ハーモニープラン）が策定されました。

さらに、平成23年（2011年）には、「ちば男女共同参画基本計画」（新ハーモニープラン）の基本理念を踏襲しつつ、国の第3次男女共同参画基本計画で示された「女性の活躍による経済社会の活性化」「男性、子どもにとっての男女共同参画の推進」「地域における身近な男女共同参画の推進」など方向性を踏まえて、「ちば男女共同参画基本計画」（新ハーモニープラン）後期計画が策定されました。

3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、ハーモニー条例第9条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画です。
- (2) 本計画は、「ちば女性計画・ハーモニープラン」「ちば男女共同参画計画・ハーモニープラン21」「ちば男女共同参画基本計画・新ハーモニープラン（平成23年度から後期計画として改定）」に次ぐ、千葉市の第4次計画です。
- (3) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」（平成11年法律第78号）の第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたることから、千葉市の上位計画や他分野の計画との整合性を考慮するとともに、国の男女共同参画基本計画や千葉県の男女共同参画計画を勘案した計画です。

4 計画の期間

本計画は、平成28年度から33年度までの6か年とします。
ただし、社会経済状況や進捗状況の変化に応じて、見直しを行うこととします。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、市、市民、事業者が自らの意思と相互の協力に基づき、協働して取り組むことにより、職場や家庭、地域、学校など、さまざまな分野において、男女が対等なパートナーとして、それぞれの個性と能力を発揮できる社会を目指し、ハーモニー条例に規定する7つの基本理念に基づき、男女共同参画に関する施策を実施するために策定します。

1 男女の人権の尊重

性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として尊重されること

2 男女の自立と多様な生き方の選択

男女がともに自立し、自らの意思で多様な生き方を選択できること

3 市、市民、事業者の協働

市、市民、事業者が、自らの意思により協働して男女共同参画に取り組むこと

4 意思決定の場への平等な参画

あらゆる分野の意思決定の場に、男女が対等な構成員として参画できること

5 家庭生活と社会生活の円滑な運営

家庭生活と社会生活を円滑に行い、家族の一員としての役割を果たせること

6 生涯にわたる心身の健康

妊娠、出産その他の健康について、自らの意思が尊重され、生涯にわたる心身の健康が維持されること

7 国際的協調

男女共同参画社会の形成が、国際的な理解と協力の下に推進されること

基本目標Ⅰ 男女共同参画についての理解促進

性別に捉われた考え方は、地域、家庭、学校、企業、マスメディア等の社会の各分野にわたって、幅広く浸透しているため、社会には、依然として性別に基づいた役割を女性と男性に期待し、女性も男性もその期待に応えようとする傾向が残っています。

こうした意識を変え、男女共同参画社会を実現するためには、子どもから高齢者まですべての世代にとって、地域、家庭、学校、企業等の社会の各分野で、男女共同参画の視点に立った学習が重要です。

地域、家庭、学校、企業等のあらゆる分野での学習を通じて、市民の皆さんの男女共同参画についての意識が高まるよう、行政、市民、民間団体が協力して「男女共同参画についての理解促進」を基本目標として、施策を推進します。

施策の方向性Ⅰ 男女の個性と能力を伸ばす学校教育の推進

男女共同参画社会についての意識を高めていくうえで、学校教育は重要な役割を果たしており、学校教育を通じて、引き続き男女平等の意識を培う必要があります。

また、子どもたちの将来が性別により固定化されることなく、主体的に自分の進路等を決定できる能力を養うとともに、個性と能力を発揮しやすい教育環境の整備が必要です。

さらに、男女共同参画の視点に立った学校運営を行うためには、教育関係者に対する研修を充実させることに加え、子どもの教育に対する家庭や地域の積極的な参画を支援し、連携することが大切です。

施策の方向性Ⅱ 家庭や地域における学習機会の充実

市民の男女共同参画意識の醸成を図るため、本市の男女共同参画社会形成のための拠点施設である男女共同参画センターでは、各種講座の開催や情報収集・提供を行い、より多くの人々が男女共同参画について考え、学び、行動することが出来る様学習機会の充実を図ります。

また、性別や年齢にかかわらず、男女共同参画について学習できる環境づくりを推進します。

施策の方向性Ⅲ 男女共同参画を推進する民間団体との連携と支援

民間団体は資金や人材、活動する機会の拡充などの課題を抱えています。このため、活動場所の提供や研修機会の充実、必要となる情報の提供などを通じて、民間団体の活動や人材の育成を支援することが必要です。

また、さまざまな分野で民間団体と行政の連携を進めていくことが必要です。

基本目標Ⅱ 男女平等と人権の尊重

女性も男性も共に個性と人格を尊重し合う社会をつくるためには、DVやストーカー行為などの暴力が人権問題であることを一人ひとりが十分に理解し、お互いの人権を尊重することの大切さを認識するために、一層の意識啓発に努めるとともに、被害者への相談体制を充実させることが必要です。

また、人権の尊重という観点から、職場や学校におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントや性犯罪等についても、防止に向けた取組を推進します。

さらに、国際交流を推進し、外国人との相互理解を深めます。

男女平等と人権の尊重を推進するため、市民の皆さんとともに「男女平等と人権の尊重」を基本目標として施策を推進します。

施策の方向性 1 配偶者からの暴力の防止と被害への対応

DVは被害者の人権を侵害するものであり、その範囲も身体的暴力から精神的暴力、経済的暴力、性的暴力まで、幅広いものとなっています。

本計画では、重点的に実施する施策として位置づけ、いかなる暴力も人権侵害ととらえ、暴力防止に向けた啓発活動や被害者への相談、保護、自立への支援など、総合的な支援体制を構築することとします。このため、「DVの根絶」を基本理念として、DVのない社会を構築するため、積極的な施策の展開を図ります。

施策の方向性 2 セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等の防止と被害への対応

セクシュアル・ハラスメントを解消していくためには、セクシュアル・ハラスメントについての理解を深め、相手の人権を尊重する行動がとれるように、防止に向けての啓発や情報提供、相談体制の整備等を一層推進する必要があります。

また、近年、ストーカー行為や性犯罪等の被害は深刻化しており、生命の危険に係わる事件に発展するケースも少なくありません。こうしたストーカー行為等が重要な人権問題であるとの認識を社会に広めていくとともに、関係機関や民間団体と協力し、被害を未然に防ぐための方法についての啓発や、被害者を支援する体制を構築していくことが必要です。

施策の方向性 3 国際的な視点に立った交流と連携の推進

男女共同参画の取組みは、男女の差別を解消し、一人ひとりが個人として尊重される社会を目指すものであり、国際社会においても重要な課題と位置づけられています。

このため、多文化共生社会の実現を目指して、在住・在勤外国人との相互理解を深めるとともに、外国人に対する人権侵害行為の防止をはじめ、相談や情報提供など生活面での支援を行う必要があります。

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

近年、女性の活躍という言葉が注目されていますが、一人ひとりが自分らしく輝く社会は、女性のみならず、男性にとっても、生きやすい社会といえます。とりわけ、政策・方針決定過程への女性の登用は、女性の意見を社会に反映し、女性が自分らしく活躍できる場を広げていくことに繋がることから、人材の育成支援や積極的な登用を促進することが重要です。

また、労働の場においては、依然として、賃金や仕事の内容等において、女性が不利な扱いを受けているケースが見受けられることから不当な性別格差の解消を支援します。

さらに、M字カーブの解消に向けて、女性の再就職や起業、企業における多様な働き方を支援する必要があります。

働く男女の一人ひとりが性別により差別されることなく、その個性と能力を発揮して働くことができるよう「あらゆる分野における女性の活躍」を基本目標として、施策を推進します。

施策の方向性 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

男女が共に政策・方針決定過程に参画し、多様な意見が施策に公平・公正に反映されるために、市の女性職員の管理職への登用や附属機関における女性委員の登用促進を図ることが重要です。

また、民間の企業においても、職場における男女平等を実現し、女性の発想や考え方を生かすためには、女性を経営者・管理職へ積極的に登用していくことが必要です。

このため、女性が能力を発揮できる環境の整備や能力開発への支援を行う必要があります。

施策の方向性 2 雇用の分野における男女共同参画の推進

依然として、賃金・昇進・職種等、職場のあらゆる場面で性別による差別的取扱いがみられます。男女が働きやすい職場づくりに向けた法制度を周知し、雇用の分野における不当な性別格差の解消を目指します。

千葉市は、出産・子育て期に女性が離職するいわゆるM字カーブが深いのが特徴です。女性の再就職の支援や、企業に対して多様な働き方ができる環境づくりを促していくことが必要です。

また、市や企業において、多様な属性や価値観を持った人材を確保し、それぞれが能力を最大限発揮できるようにする「ダイバーシティ経営」の推進に取り組みます。

施策の方向性 3 自営の商工業や農林水産業の分野等における男女共同参画の推進

子育てがひと段落した後の女性の再就職の選択肢の一つとして、起業が注目を集めています。経営に関する知識やノウハウ、資金不足などに課題を抱えることの多い女性に対し、情報提供や研修、相談、資金面での支援などを行い、起業しやすい環境を整えることが大切です。

また、自営の商工業や農林水産業等の分野においては、家族従業者として働く女性は労働力として重要な役割を担っているにも関わらず、労働が十分に評価されない面が残っています。男女ともにその労働が正当に評価されるよう、労働環境の整備や労働条件の適正化のための支援をしていくことが重要です。

さらに、女性の参画が十分でない分野においては、その課題の解消や就職情報の提供などに取り組んでいくことが大切です。

基本目標Ⅳ 仕事と生活の調和を実現できる社会づくり

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、長時間労働など従来の働き方を見直し、市民一人ひとりが仕事、子育てや介護、余暇などの家庭生活、地域活動、ボランティア活動、自己啓発など、多様な選択のもとに、バランスのとれた生き方ができる社会を目指します。

このため、家庭や地域において、従来の固定的性別役割分担意識に基づいた女性と男性の在り方を見直していくことが重要です。

また、東日本大震災において発生した問題への反省から、災害予防、被災時、被災後、復興等のすべての場面において、男女共同参画の視点を取り入れた対応をしていくことが重要です。

さらに、母子家庭などのひとり親家庭の増加に伴う女性やこどもの貧困が深刻化していることから、生活困難な状況にある家庭が経済的に自立し、安心して暮らすことのできる環境づくりを目指します。

女性も男性もともに家庭生活や地域社会に参加できるよう、「男女がともに担う家庭生活づくりと地域社会づくり」を基本目標として、施策を推進します。

施策の方向性 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

育児休業をはじめとする多様な両立支援制度の充実とともにその利用促進を図るため、意識啓発や情報提供、男女共同参画を推進する事業者の支援など、職場における取組みの促進を図ります。また、育児などの家庭生活等と仕事を両立するための環境づくりに引き続き取り組んでいきます。

施策の方向性 2 男女がともに担う家庭生活づくり

現在、男性の家庭への参画は徐々に進みつつありますが、共働きの家庭において、依然として、家事・育児・介護等の負担を女性が担うケースが少なくありません。このような状況を変えていくためには、それぞれの家庭の価値観やライフスタイルを尊重しながらも、男性の家事・育児・介護等への参画が進むよう、意識啓発や学習の場を充実させていくが必要です。

施策の方向性 3 男女がともに担う地域社会づくり

女性と男性が、自らの持つ能力や知識を生かし、地域社会に関わっていくことは、職場や家庭と並ぶ、生きがいを持てる活動の場として、地域の生活を豊かにしていくことにつながります。

しかしながら、例えば、町会・自治会等の地域活動においては、団体の会長等には男性が就き、女性は補助的な役職に就く傾向があることから、地域の団体に女性の会長や役員への登用を働きかけ、地域活動における女性の役割を高めていく取組みを推進していくことが重要です。

また、仕事中心で働いてきた人々が、退職後に地域活動に参加することが難しいという課題に対して、地域活動に関する情報提供をすることにより、男女が共にさまざまな地域活動に参加できるよう、参加のきっかけづくりや支援をしていくことが必要です。

施策の方向性 4

男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

防災・復興に関わる対策の企画・立案から決定に至る意思決定の過程に、また、実行においても男女共同参画の視点を十分に生かすことができるよう、地域防災分野における女性の参画を進めるとともに、災害時にリーダーシップを発揮できる女性の人材を育成していくことが必要です。

施策の方向性 5

ひとり親家庭への支援

母子家庭は経済的に不安定なことが多く、よりよい条件での就業を支援することにより、生活基盤の確立を支援する必要があります。

また、父子家庭においては、男性は仕事優先との意識が社会的に強く残っているため、職場の理解が得られないなどの精神的な負担もあり、育児と仕事の両立が容易になる環境面での改善が大切です。

このことから、母子家庭・父子家庭の誰もが自立し、安心して暮らすことのできる環境づくりを目指します。

基本目標V 生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援

心身の健康や性に関する教育や相談、情報提供などを充実させることで、男女が互いの性や健康についての理解を促進するとともに、日々の健康づくりを支援します。

また、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の人権に配慮し、理解促進を図るため、相談先の充実や情報提供に努めます。

さらに、女性が思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等、人生の各段階に対応した健康の維持、向上を図り、自らがリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点に立って、適切に判断していきけるよう支援していくことが重要です。

また、高齢者や障害者など、困難を抱える方の自立を社会参加を支援することが大切です。

女性も男性も心身ともに健康で豊かな人生が送れるよう、「生涯にわたる心身の健康と性に関する理解への支援」を基本目標とした施策を推進します。

※リプロダクティブ・ヘルス／ライツ…性と生殖に関する健康と権利

施策の方向性1 性や健康への理解の促進と健康づくり

男女が互いの性や健康を理解し合うためには、家庭や学校、職場などにおける知識の普及啓発、広報等による情報提供などが大切です。

セクシュアル・マイノリティに対しては、差別や偏見の解消に努めるとともに、相談、情報提供の充実を図ります。

また、現在、職場などでストレスを感じる人も多く、身体の健康だけでなく、心の健康維持も重要な課題となっているため、相談窓口の充実など、心身ともに健康を維持・増進できる環境づくりを支援していくことが重要です。

施策の方向性2 妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援

妊娠・出産期の不安や身体的な負担を軽減するため、相談や情報提供の充実を図るほか、健康診査などを行い、乳幼児の発育や妊娠・出産期の健康管理を支援していきます。

また、高齢出産や不妊治療への取組みも増えていることから、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を進めることが重要です。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を浸透させていくことが大切です。

施策の方向性3 生涯にわたる健康を支援する医療の充実

性別や年代などに応じたきめ細かい医療の充実により、生涯にわたる健康づくりを支援します。

施策の方向性4 高齢者や障害者の自立支援と社会参加

高齢化に対応するため、高齢者の生活基盤や健康などに関する不安を軽減する必要があります。

また、障害者が自立し、社会を支える一員として働き、地域社会に貢献するなど、それぞれの人が充実した生活を実現できる仕組みづくりを進めることが重要です。

年齢や障害に関わらず、就業や学習、地域活動などに参画できる機会を拡充するなど、環境の整備を進めます。

3 重点的に実施する施策

総合的かつ計画的に施策を推進しつつ、重要とされる課題や緊急性の高い課題については、先行して取り組む必要があることから、本計画では、重点的に実施する施策を以下のとおり設定します。

<重点的に実施する施策>

- ① 固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組
- ② 配偶者等からの暴力などの人権侵害の防止
- ③ 政策・方針決定の場への女性野参画拡大
- ④ ワーク・ライフ・バランスの推進